

江南市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

江南市

はじめに

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。我が国の少子化の現状は、ここ数年は、回復傾向にあるものの、未だ歯止めがかからない状況にあります。



こうした少子化の流れを変えるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、江南市では、平成17年3月に「わくわく子育て夢プラン」（江南市次世代育成支援行動計画：前期計画）を策定しました。さらに、平成22年には、前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から26年度を計画期間とする「わくわく子育て夢プラン」（江南市次世代育成支援行動計画：後期計画）を策定し、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに努めているところです。

国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが時代の要請、社会の役割となっています。子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より必要とされています。

子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」にもとづく、子ども・子育て支援新制度を推進する計画として、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況、課題を整理したうえで、「江南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その基本理念である『共に育ち、育てあうまちづくり』をより一層推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート調査などにご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました江南市子ども・子育て支援推進協議会委員並びに関係者の皆さまに対し心からお礼申し上げます。

平成27年3月

江南市長 堀 元

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画策定の趣旨 2
- 3 計画期間 4

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

- 1 江南市の人口動態等の現状 5
- 2 保育サービス等の現状 10

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 11
- 2 基本目標 12

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定 16
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 17
- 3 教育・保育の量の見込み及び確保の方策 20
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 24

第5章 計画の進行管理

- 1 事業の実施状況の点検 37

第6章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価

次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価	38
----------------------------	----

参考資料

1 江南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	40
2 主なアンケート調査結果	41
3 江南市子ども・子育て支援推進協議会設置要綱	50
4 江南市子ども・子育て支援推進協議会委員	51
5 計画の策定経過	52

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。



また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、子育て家庭のニーズに応えられるよう各種保育・子育て支援サービスの充実などに取り組むとともに、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実や、親と子の居場所づくり、地域の子

育て環境づくりなど、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間ながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、次代を担う子どもやその親への支援対策として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援行動計画に基づき家庭と地域、企業や行政が一体となって取り組み次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

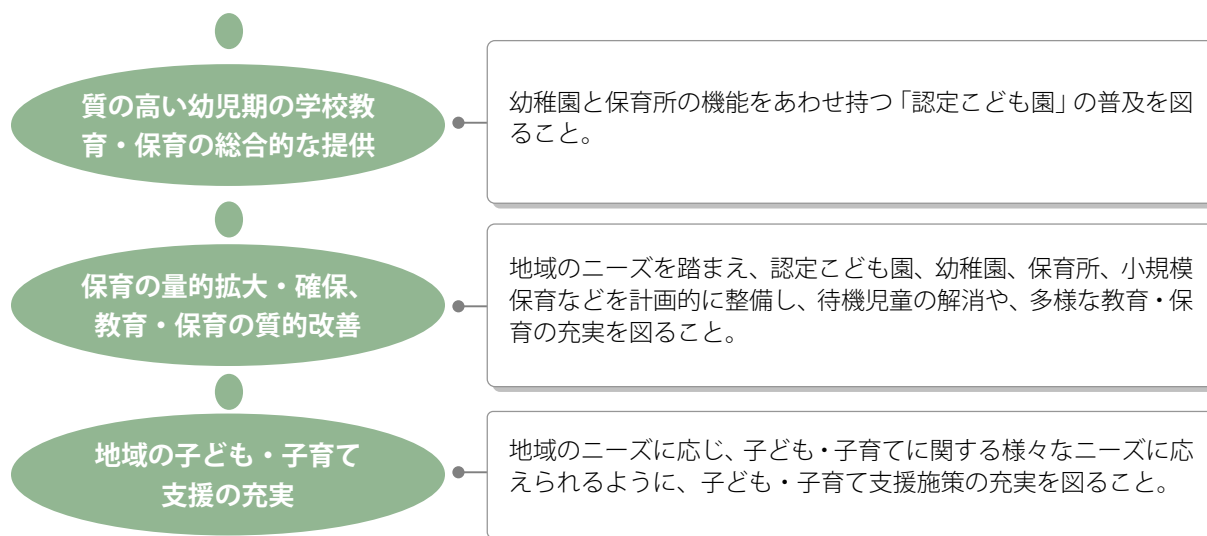
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している方に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼びます。

1. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）




3 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

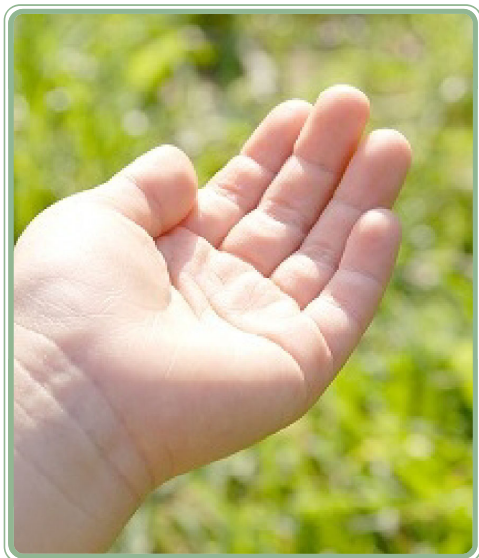
また、年度ごとに進捗状況を管理し、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					
			計画の見直し		

1 江南市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計



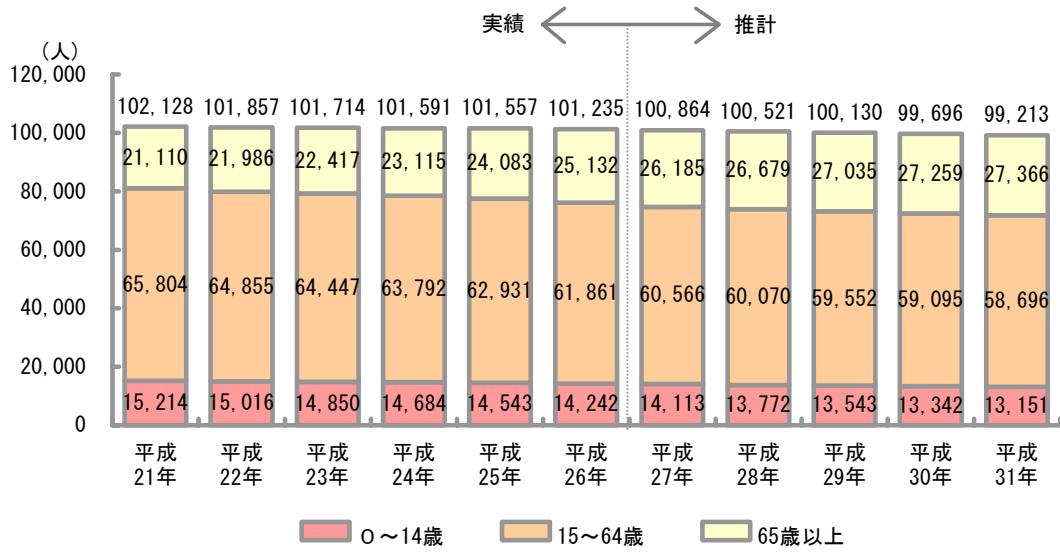
本市の人口推移と推計をみると、総人口は年々減少し、平成26年3月31日現在で101,235人となっています。平成27年以降の推計人口についても、年々減少していくと推測されます。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳の割合は微減ですが、65歳以上の割合は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。

推計児童数は、住民基本台帳を使用し、推計を行いました。推計方法については、比較的近い将来の人口推計を行うこと、特殊な人口変動が予想されないことからコーホート変化率法を用いて推計しました。

※コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法は各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

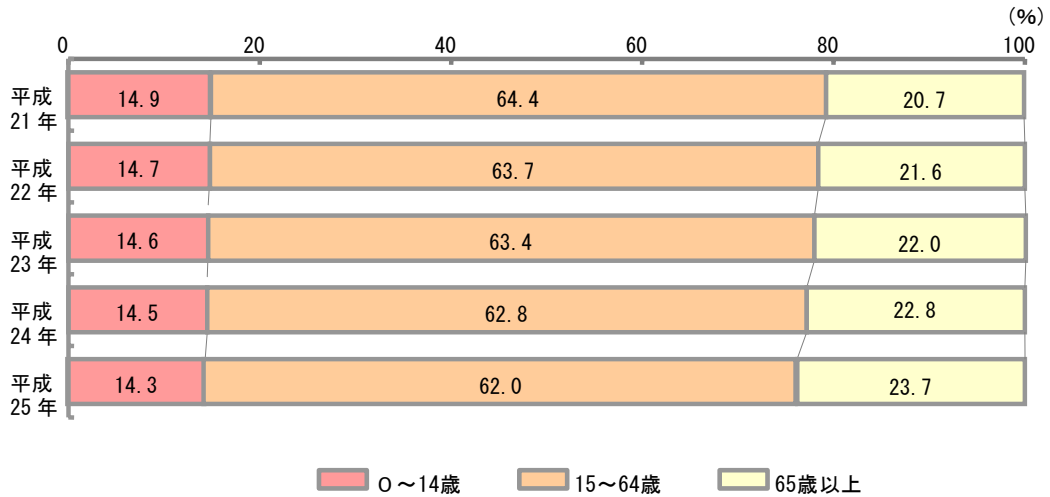
【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（実績値は各年3月31日現在）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

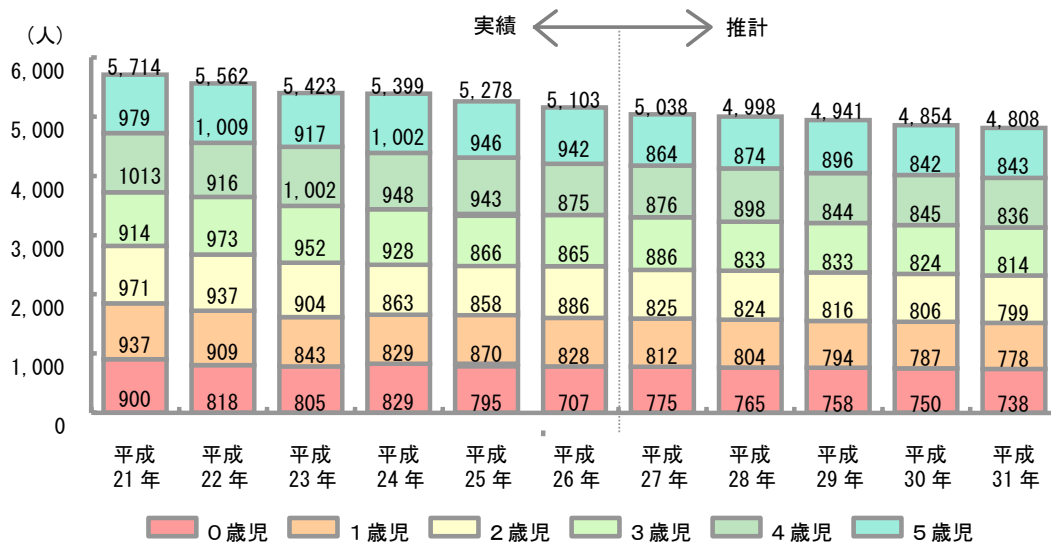


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口推移と推計をみると、0歳児から5歳児の人口は、年々減少しており、平成26年3月31日現在で5,103人となっています。平成27年以降の推計人口についても、減少していくと推測されます。

【 子どもの人口推移と推計 】

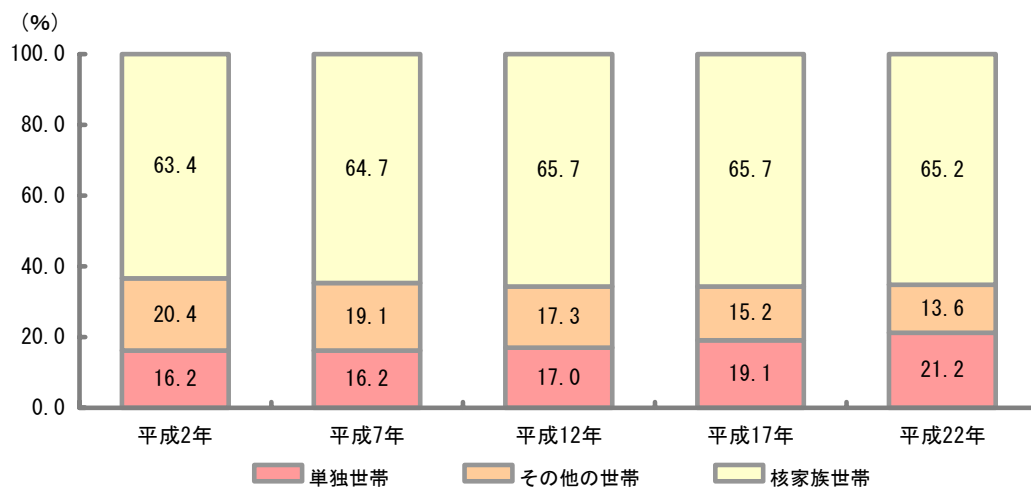


資料：住民基本台帳（実績値は各年3月31日現在）
 ※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したものの

(3) 世帯構成の状況

本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が一番高く、6割半ばで推移しています。一方、単独世帯の占める割合は、増加傾向がみられ、平成22年で21.2%となっています。

【 世帯構成の推移 】

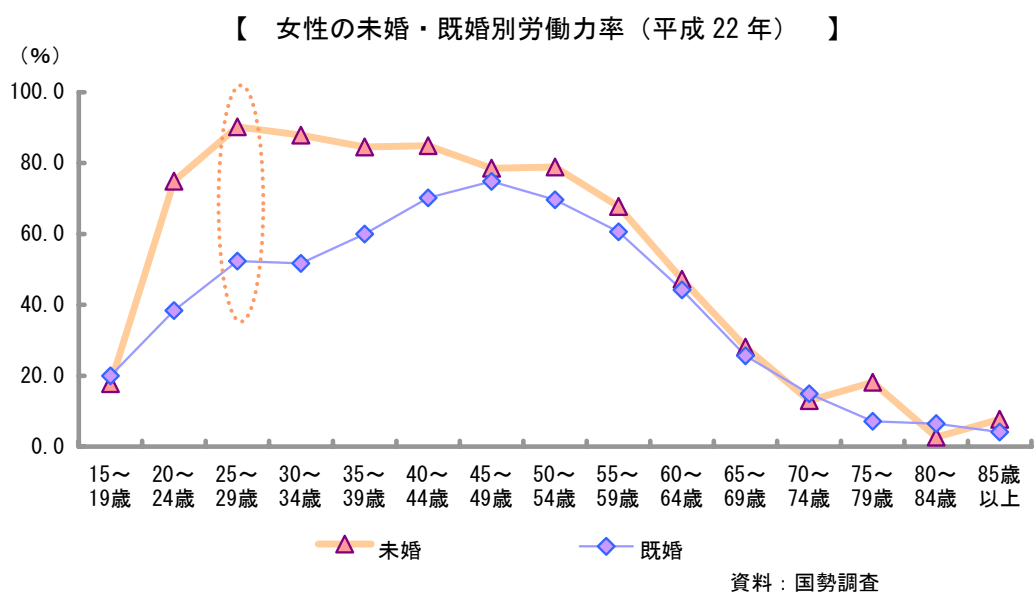
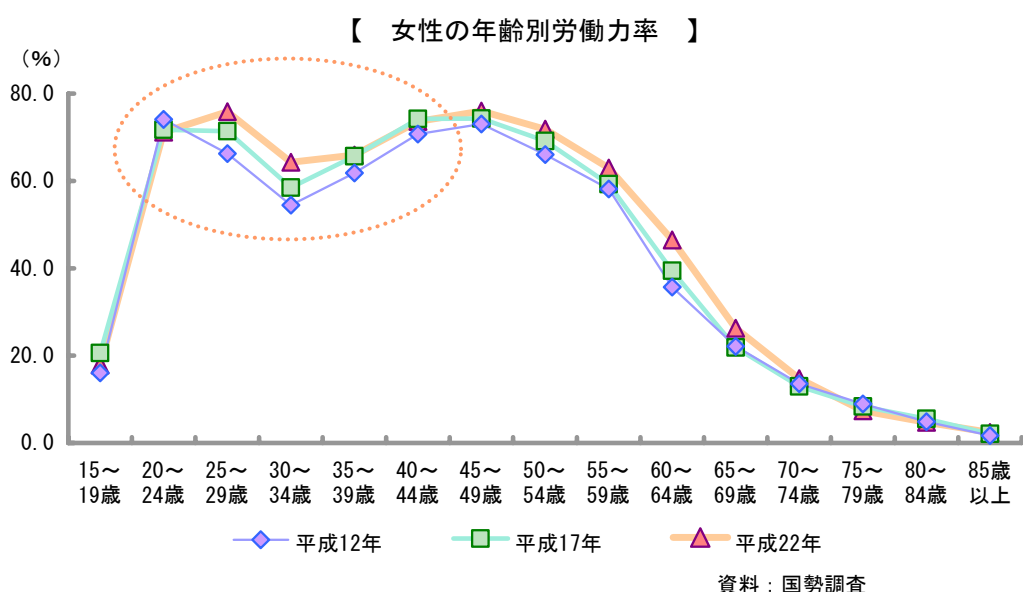


資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

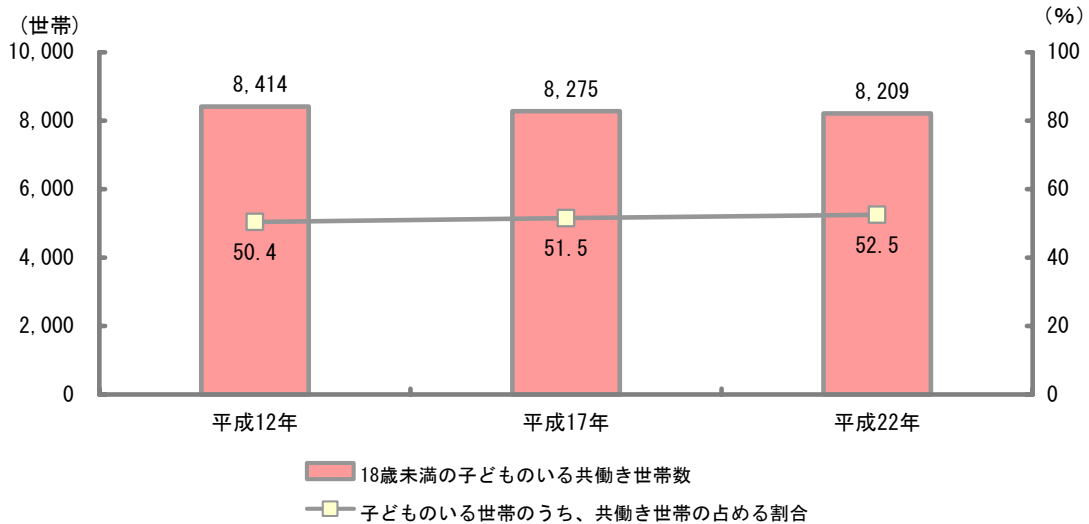
本市の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成12年と比べ、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は、近年になるほど上昇しており、落ち込みは年々緩やかになっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20歳代から30歳代にかけて、既婚に比べ未婚の労働力率が20ポイント以上高くなっており、特に、25～29歳で37.9ポイントの差となっています。



本市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き世帯数は、平成17年から横ばいで、平成22年で8,209世帯となっています。一方、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は微増傾向にあり、平成22年で52.5%となっています。

【 共働き世帯の状況 】



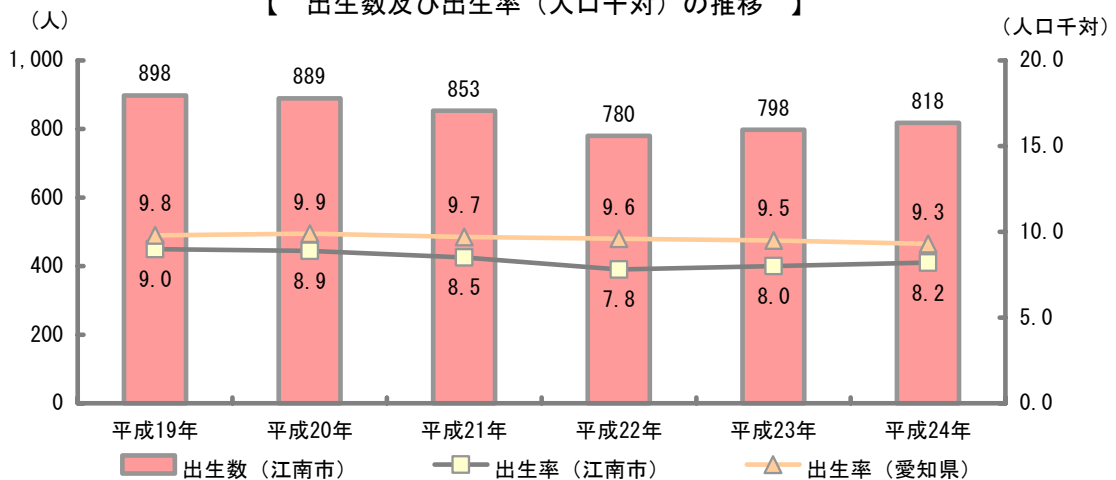
資料：国勢調査

(5) 出生の動向

本市の出生数は、平成22年までは減少していますが、その後は増加しており、平成24年で818人となっています。

出生率は、出生数と同様に平成23年からは増加に転じており、平成24年で8.2となっています。また、本市の出生率は愛知県と比べ低い数値で推移しています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



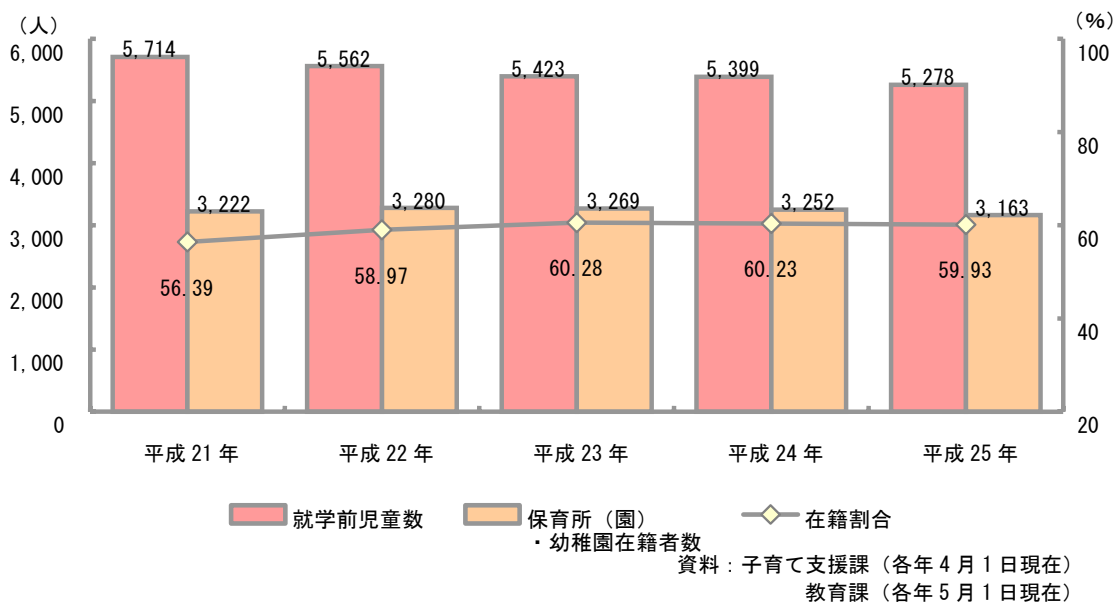
資料：愛知県衛生年報

2 保育サービス等の現状

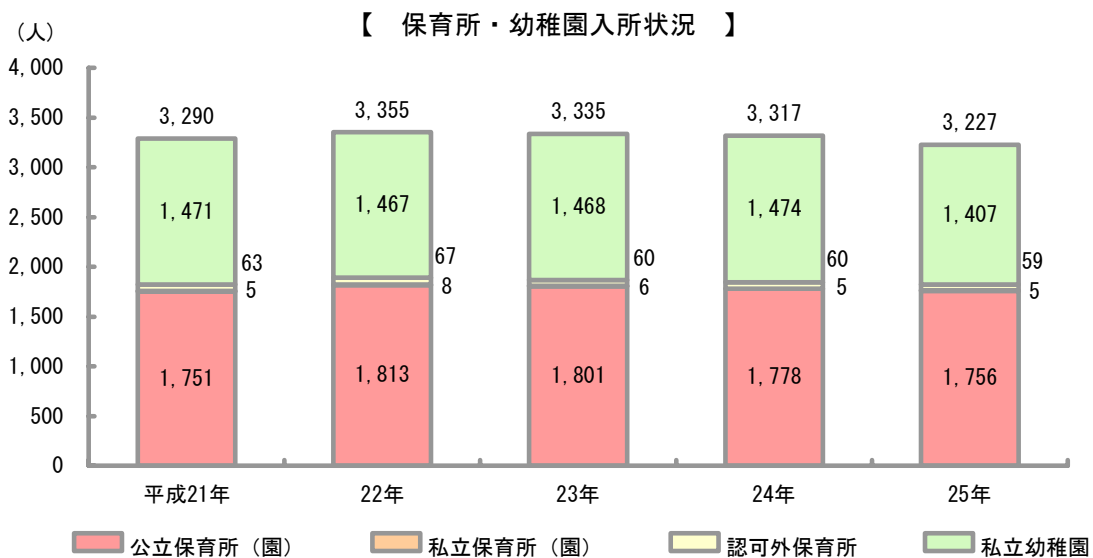
(1) 保育所と幼稚園の入所状況

本市の就学前児童数は減少傾向にあります。保育所と幼稚園の在籍者数についても同様に減少していますが、反対に在籍割合は増加傾向にあります。

【 就学前児童数と保育所・幼稚園の在籍者数 】



本市の保育所等（認可外を含む）の入所状況の施設別の内訳は次のとおりです。



1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

共に育ち、育てあうまちづくり



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

家庭を基本としつつ地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、子育て・子育てに一人ひと

りが夢を持ち続けることができる“まち”として成長し、基本理念である『共に育ち、育てあうまちづくり』を実現できるよう、子ども・子育て支援の施策を推進します。

2 基本目標

子どもと子育て支援を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

この計画では次の二つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

基本目標 1 子どもの健やかな成長を支える質の高い教育・保育の提供

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。保護者の就労状況やその他の事情にかかわらず、利用者の立場に立った質の高い教育・保育を受けられる環境の充実に努めます。

主要事業	事業内容
幼稚園	満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を実施します。
保育所	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。

就学前教育・保育の充実

【認定こども園の普及】

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持つ施設です。保護者の就労状況にかかわらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者のニーズにも応えることができる施設として普及に努めます。

国においては、保育所や幼稚園が認定こども園へ移行する場合には、原則認可、認定することとして配慮を行っているところです。本市においても、認定こども園制度化の背景や利用者の利便性を考慮し、認定こども園となることを選択した施設については、事業者の意向を優先して、認可、認定に向けて支援していきます。

【教育・保育の質の向上】

本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、保護者の就労状況、その他の事情にかかわらず質の高い教育・保育を受けられる環境の充実に努めます。

【幼稚園教諭・保育士の資質の向上】

幼稚園教諭・保育士が共に、本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行います。

幼稚園教諭と保育士が交流する機会をつくり、教育・保育の共通理解を深め実践につなげます。

【就学前施設と小学校との連携の推進】

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、教育・保育を提供する施設が円滑に接続し子どもに対して体系的な教育・保育が組織的に行われるようにすることが重要です。

遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、小学校教育へと環境が変わっても子ども一人ひとりが対応できるよう、保幼小連携協議会等を活用し就学前施設と小学校がお互いの教育や保育等を学び合い、相互理解を深め、小学校への円滑な接続に努めます。

基本目標2 地域の子ども・子育て支援の推進

(1) 地域での子育て支援の充実

だれもが、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう、子育て家庭を対象とした支援の充実に努めます。

また、子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談体制の充実に努めます。

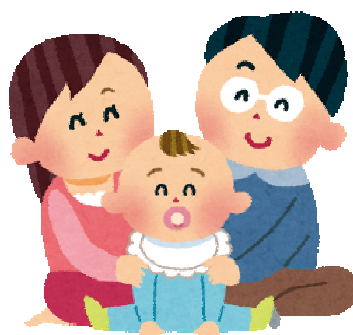
主要事業	事業内容
時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労形態の多様化に対応するため、午後7時まで(一部の園では午後8時まで)の延長保育を実施します。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等のため、昼間家庭にいない小学生を対象に遊び等を通じて健全育成を図ります。
子育て短期支援事業	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間児童を預かります。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など家庭で子育てをする方への支援を行います。
一時預かり事業	保護者の就労や疾病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、保育所や幼稚園において一時的な預かり保育事業を実施します。
病児・病後児保育事業	子どもが病気であるために保育所などに預けられない時に、医療機関に併設された施設等で保育をします。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように相談に応じるなどの支援を行います。
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(2) 安心して出産・子育てできる支援の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格の基礎と生活習慣を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行などの影響から、母親が孤立し育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

主要事業	事業内容
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、母胎や胎児の健康確保、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して妊娠・出産ができることを目的に実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。
養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘルパー等が家庭訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生予防に努めます。



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では本市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 量の見込みの算出方法

計画期間中における幼稚園や保育所、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の方策及び実施時期を定めることとなっています。「量の見込み」については、本計画策定のために実施した「江南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の回答結果をもとに国から示された標準的な算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況及び事業の利用意向等から、認定区分ごとに量の見込みを算出します。

推計児童数	計画期間中(平成 27 年度から平成 31 年度まで) 児童数の推計
×	
潜在家庭類型割合	父母の就労状況や教育・保育の利用意向によりタイプ別に分類
×	
利用意向率	潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業の利用意向率を算出
量の見込み	上記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

(2) 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による行政地区別・年齢別人口を使用して推計を行いました。

(単位：人)

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	775	765	758	750	738
1 歳	812	804	794	787	778
2 歳	825	824	816	806	799
3 歳	886	833	833	824	814
4 歳	876	898	844	845	836
5 歳	864	874	896	842	843
6 歳	957	868	878	900	846
7 歳	952	956	867	877	899
8 歳	1,010	954	958	869	879
9 歳	925	1,008	952	956	868
10 歳	999	925	1,008	952	956
11 歳	991	999	925	1,008	952

(3) 家庭類型について

アンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプ A からタイプ F の 8 種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

タイプ A : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)

タイプ B : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプ C : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)

タイプ C' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)

タイプ D : 専業主婦 (夫) 家庭

タイプ E : パートタイム共働き家庭 (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)

タイプ E' : パートタイム共働き家庭 (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)

タイプ F : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 幼稚園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長に必要な環境を与えて、幼児を教育し、その心身の発達を助長することを目的としています。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供することを目的としています。

【現状】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	3 歳以上	(952 人)	(942 人)	(973 人)	(1,012 人)	(960 人)
		1,471 人	1,467 人	1,468 人	1,474 人	1,407 人

※実績値は、各年 5 月 1 日現在の園児数（ ）内は市内の幼稚園利用者の再掲

【今後の方向性】

幼稚園については、既存の利用定員で「量の見込み」を確保できる見込みです。2号認定になりうる子どもの幼稚園の利用希望も一定数見込まれるため、保育を必要とする子どもの受け入れとして、認定こども園への移行に向けた支援等も必要です。

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号	3歳以上	1,066人	1,058人	1,045人	1,019人	1,012人
	2号		264人	262人	259人	252人	251人
	広域利用		110人	110人	110人	110人	110人
	計		1,440人	1,430人	1,414人	1,381人	1,373人
確保方策	1号 2号	3歳以上	市内	市内	市内	市内	市内
			1,390人	1,390人	1,390人	1,390人	1,390人
	広域利用		100人	100人	100人	100人	100人
	計		1,490人	1,490人	1,490人	1,490人	1,490人
確保方策一量の見込み			50人	60人	76人	109人	117人

※量の見込みの広域利用は、犬山市からの利用分が10人、扶桑町からの利用分が100人
 確保方策の広域利用は、一宮市での確保分が100人

(2) 保育所

【事業概要】

保育所は、保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合に、保護者にかわって保育することを目的とした施設です。現在、市内には 18 園あり定員の合計は 2,200 人です。

【現状】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
2号認定	3~5 歳	1,409 人	1,434 人	1,404 人	1,410 人	1,351 人
3号認定	0 歳児	50 人	42 人	49 人	75 人	62 人
	1~2 歳	449 人	469 人	458 人	423 人	450 人
計		1,908 人	1,945 人	1,911 人	1,908 人	1,863 人

※実績値は、各年利用の年間ピークの3月1日現在の園児数

【今後の方向性】

保育所については、市立保育所の利用定員で「量の見込み」を確保できる見込みです。0歳～2歳においては、配置基準による保育士の確保、施設及び設備の整備等を図ります。

計画期間中には、家庭的保育事業等による確保方策は見込みません。なお、今後の家庭的保育事業等の事業実施にあたり、小規模保育事業についてはA型を基本とします。

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2号	3～5歳	1,279人	1,269人	1,253人	1,223人	1,214人
	3号	0歳児	92人	112人	133人	152人	170人
		1～2歳	447人	463人	474人	487人	500人
	計		1,818人	1,844人	1,860人	1,862人	1,884人
確保方策 (特定教育・ 保育施設)	2号	3～5歳	1,384人	1,384人	1,369人	1,351人	1,333人
	3号	0歳児	120人	120人	135人	153人	171人
		1～2歳	696人	696人	696人	696人	696人
	計		2,200人	2,200人	2,200人	2,200人	2,200人
確保方策 (特定地域型 保育事業)	3号	0歳児	—	—	—	—	—
		1～2歳	—	—	—	—	—
	計		—	—	—	—	—
確保方策— 量の見込み	2号	3～5歳	105人	115人	116人	128人	119人
	3号	0歳児	28人	8人	2人	1人	1人
		1～2歳	249人	233人	222人	209人	196人
	計		382人	356人	340人	338人	316人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【現状】

延長保育事業は、利用者数はほぼ横ばいの状況ですが、利用者の低年齢化の傾向が著しい状況です。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	945 人	1,013 人	981 人	973 人

【今後の方向性】

長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、事業を継続実施していきます。低年齢児の利用者数の増加に対する保育士の確保等を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	998 人	1,012 人	1,022 人	1,023 人	1,034 人
確 保 方 策	1,210 人	1,210 人	1,210 人	1,210 人	1,210 人
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み	212 人	198 人	188 人	187 人	176 人

(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

放課後児童健全育成事業については、小学 1 年生から 3 年生までを対象として 10 ヶ所の学童保育所で実施しています。利用希望者は増加傾向にあり、一部の施設では一時的に待機が発生しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 人 数	731 人	676 人	680 人	703 人	779 人

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度では、留守家庭の小学 1 年生～6 年生が対象となり、算出されたニーズ量から潜在ニーズがうかがえます。当面は全小学校区で 4 年生まで実施できるよう順次整備を進め、対象児童の受入に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	低 学 年	873 人	831 人	808 人	791 人	785 人
	高 学 年	377 人	379 人	373 人	377 人	359 人
	合 計	1,250 人	1,210 人	1,181 人	1,168 人	1,144 人
確保方策		880 人	964 人	1,154 人	1,328 人	1,328 人
確保方策－量の見込み		▲370 人	▲246 人	▲27 人	160 人	184 人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

【現状】

本市の子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、現在市外委託の4施設で行っています。

【今後の方向性】

ニーズ調査からみた将来的な見込量は横ばいで、現在の実施方法を維持することにより確保できる見込みです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確 保 方 策	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) ●●●●●●●●●●

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

本市の地域子育て支援拠点事業は、2ヶ所の子育て支援センターで実施をしています。利用者数は2か所とも増加傾向にあります。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	21,053 人回	25,568 人回	26,611 人回	25,006 人回	26,886 人回
地域子育て支援拠点事業数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【今後の方向性】

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

子育て支援センターは平成 27 年 1 月から3か所になり、教室等の利用する機会を増やすなど事業の充実に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	51,743 人回	51,335 人回	50,799 人回	50,262 人回	49,662 人回
確保方策 (地域子育て支援拠点事業数)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり） ●●●●●●●●

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、市の委託事業として必要量を確保するため私立幼稚園と協議をし、供給体制の充実を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	1号	2,902 人日	2,879 人日	2,843 人日	2,775 人日	2,755 人日
	2号	1,695 人日	1,682 人日	1,661 人日	1,621 人日	1,610 人日
	計	4,597 人日	4,561 人日	4,504 人日	4,396 人日	4,365 人日
確 保 の 方 策		9,450 人日	9,450 人日	9,450 人日	9,450 人日	9,450 人日
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み		4,853 人日	4,889 人日	4,946 人日	5,054 人日	5,085 人日

(6) 一時預かり事業（保育所等における一時預かり） ●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就労、病気その他の理由で、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを一時的に保育所で預かる事業です。

【現状】

本市の一時保育は、中央保育園と宮田東保育園の2ヶ所で定員を各10人で実施していますが、利用者数は増加傾向にあります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ人数	3,045人日	2,999人日	3,758人日	3,848人日	3,988人日

【今後の方向性】

利用希望に対応できるように、保育士の確保等を行い事業の充実を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,690人日	3,661人日	3,622人日	3,577人日	3,536人日
確保方策	5,200人日	5,200人日	5,200人日	5,200人日	5,200人日
確保方策一量の見込み	1,510人日	1,539人日	1,578人日	1,623人日	1,664人日

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

【現状】

現在、本市では病児・病後児を保育できる施設はないため、他市町の病児・病後児保育施設の利用料助成事業を実施しています。

【今後の方向性】

アンケート調査結果から潜在ニーズがみられることから、今後、医療機関と連携した病児・病後児保育の実施を検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日
確 保 方 策	0 人日	520 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み	▲1,040 人日	▲520 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(8) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員と援助会員をコーディネートする事業です。

【現状】

依頼会員はおおむね小学校3年生までの子どもを持つ保護者です。利用者数は一時的に増加しましたが、援助会員が不足しており延べ利用者数は減少傾向にあります。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依 頼 会 員	342 人	347 人	345 人	332 人	315 人
援 助 会 員	70 人	70 人	74 人	79 人	81 人
両 方 会 員	36 人	38 人	42 人	44 人	43 人
会 員 数 (計)	448 人	455 人	461 人	455 人	432 人
述 べ 利 用 者 数	314 人日	563 人日	852 人日	663 人日	576 人日

【今後の方向性】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進します。また、支援を行う対象学年の引き上げに対しても、継続して援助会員の講習会を実施し、依頼会員への要望に対応できるよう援助会員の増加に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	小学生	591 人日	578 人日	566 人日	563 人日	547 人日
	未就学児童	510 人日	506 人日	500 人日	491 人日	487 人日
	計	1,101 人日	1,084 人日	1,066 人日	1,055 人日	1,034 人日
確 保 方 策		1,101 人日	1,084 人日	1,066 人日	1,055 人日	1,034 人日
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法に基づき、母胎や胎児の健康確保、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して妊娠・出産ができることを目的とする健康診査事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊 娠 届 出 者 数	830 人	855 人	825 人	751 人	791 人
延 べ 受 診 者 数	9,558 人回	9,584 人回	10,106 人回	9,569 人回	8,839 人回

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。このため、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期からの保健指導を重視します。パパママ教室により母性意識を高め、子育てへの十分な準備を整えるよう支援をします。また、子育てに不安を感じる親や支援を要する家庭に対して、妊娠初期からの継続した支援を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	妊 娠 届 出 者 数	742 件	733 件	726 件	718 件	706 件
	延 べ 受 診 者 数	8,310 人回	8,209 人回	8,131 人回	8,041 人回	7,907 人回
確 保 方 策		8,310 人回	8,209 人回	8,131 人回	8,041 人回	7,907 人回
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問に努めています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対 象 者 数	839 人	815 人	833 人	688 人	738 人
訪 問 件 数	776 件	734 件	756 件	653 件	688 件

【今後の方向性】

訪問未実施家庭の追跡調査や他事業との連携により、子どもの養育状況の把握に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	775 件	765 件	758 件	750 件	738 件
確 保 方 策	775 件	765 件	758 件	750 件	738 件
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により支援を受けていない家庭に対して専門員及び保健師等が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

養育支援訪問事業の利用状況は、訪問回数は年度間でばらつきがありますが支援世帯数は、ほぼ横ばいとなっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 世 帯 数	7 世帯	13 世帯	4 世帯	8 世帯	7 世帯
延 べ 訪 問 回 数	17 回	39 回	16 回	38 回	43 回

【今後の方向性】

養育環境に問題があり配慮が必要な家庭等を訪問し支援することによって、児童虐待の未然防止に繋げるなど支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯
確 保 方 策	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯
確 保 方 策 一 量 の 見 込 み	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(13) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要（国が示す事業内容）】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

本市の実情に応じた対応について検討を行っていきます。

1 事業の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「江南市子ども・子育て支援推進協議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

第4章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



江南市次世代育成支援行動計画（平成22年度～平成26年度）の実施状況に基づき、その重点事業を目標別に整理し評価しました。

目標1「子どもたち自身がはぐくむ子育て力を支援します。」の評価

子どもたちの豊かな心と健やかな育ちをはぐくむために、基本的な知識や技能の習得はもとより、様々な体験ができる機会を設け、子どもたち自身が課題を見つけ、自ら考え、問題を解決する力を培い、学力はもとより、豊かな人間性や、子どもたちの生きる力と自己の発達を、家庭や地域とのつながりの中から支援してきました。また、子どもたちが朝食を食べないなどの不規則な食事、栄養の偏りなどの食習慣の乱れなどがみられることから、「食」に関する知識を通じて、将来、「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができるよう「食育」を推進してきました。

さらに、安心して安全に学ぶことができる機会や場所を提供するため、身近な遊び場である、公園などの施設整備や維持管理などを行ってきました。

今後も、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもを育む環境の整備、子ども等の安全の確保、防犯対策の推進、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくことが求められます。

目標2「すべての家庭ではぐくむ子育て力を支援します。」の評価

本市では、近年の女性の就業率の上昇や核家族化が進む中、特に3歳未満児の入園希望者は増加傾向にあり、低年齢児保育の対応が必要となっていることから、多様化する保育ニーズへの対応を進めてきました。その中で、親が子どもを育てやすい環境整備を図ることが求められており、親同士の交流の促進、妊娠、出産、子育てを通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問相談などを推進してきました。

また、相談する機関が分からなかったり、身近に相談する人がいなかったり、子育ての不安や負担感が増加することのないよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした、多様な子育て支援サービスの充実に努めました。

今後も、地域において、子どもが健やかに成長していくための取り組みを進めるとともに、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばせるような取り組みを進めることが必要です。

目標3「安全な環境ではぐくむ地域の子育て力を支援します」の評価

子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪が増加傾向にあることから、江南市交通安全推進協議会をはじめ、警察、保育園、学校、関係団体、地域などと連携し、交通安全に向けた活動の推進に努めてきました。また、不審者情報の配信や、下校時安全パトロール、子ども110番の家などの協力体制の維持に努め、地域が一体となった子どもセーフティネットを推進してきました。さらに、だれもが快適に利用することができる、ユニバーサルデザインの施設整備を進めてきました。

今後も、子育て世帯にやさしいまちづくりを推進することが求められます。

目標4「社会全体ではぐくむ子育て力を支援します。」の評価

ライフスタイルの変化などにより、子育て中の母親の就労意欲の高まりや結婚、出産の後も働き続ける女性が増えており、子育てと仕事が両立できる社会を実現していくことが求められていることから、子育てと仕事が両立できる環境の整備に向けて、企業に対して継続的に就業できる職場環境づくり、子育てに対する理解の促進などの啓発に努めてきました。また、母親だけでなく父親も含め、家族全体で協力して子育てする意識を広めていくための教室などの実施、各種医療費の助成など、子育てにかかる費用負担の軽減に努めました。

今後も、仕事と家庭の両立支援に向けて、より有効な啓発活動を進めて行くことが必要です。

参考資料

1 江南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

市内に在住する就学前児童の保護者に対してアンケートを行うことにより、サービスの内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定するうえでの基礎資料とします。

(2) 調査対象

0～5歳の就学前児童の保護者 1,500人

(3) 調査期間

平成25年11月26日～平成25年12月10日

(4) 調査方法

郵送による配布及び回収

(5) 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500通	835通	55.67%

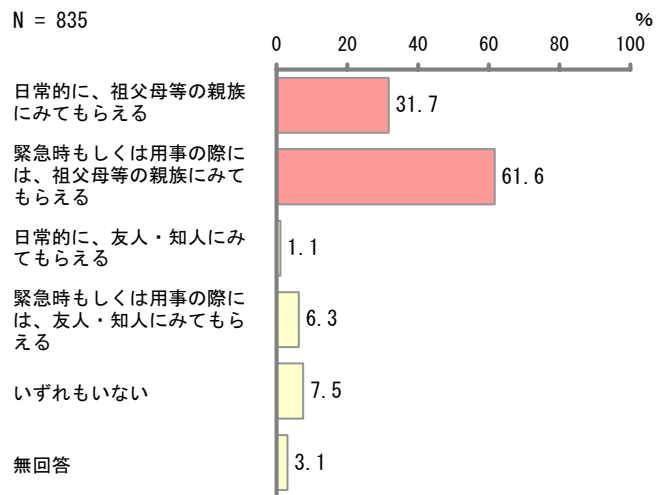
2 主なアンケート調査結果

(1) お子さんご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

・「緊急時もしくは用事の際には、【就学前児童調査】

「祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が61.6%と最も高く、次いで「日常的に、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が31.7%となっています。

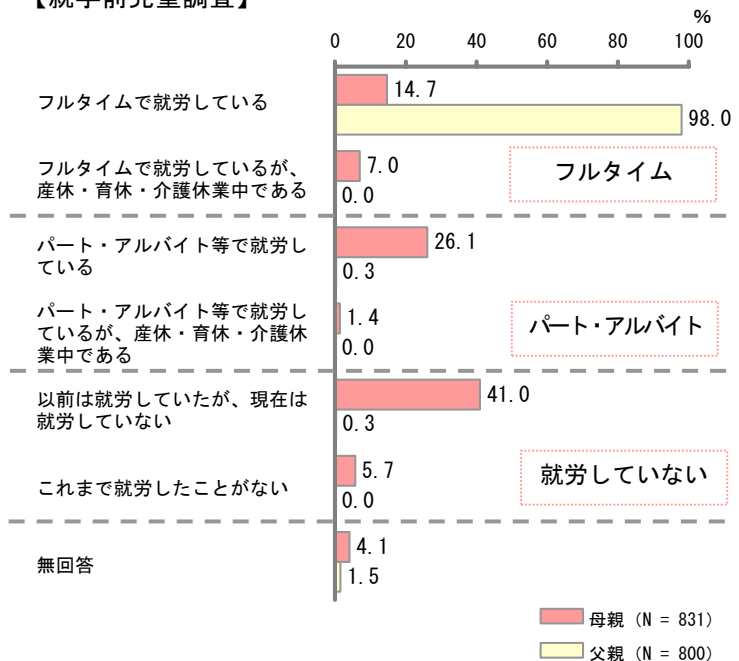


② 母親と父親の就労状況

・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が41.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労している」の割合が26.1%、「フルタイムで就労している」の割合が14.7%となっています。

・父親は、「フルタイムで就労している」の割合が98.0%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



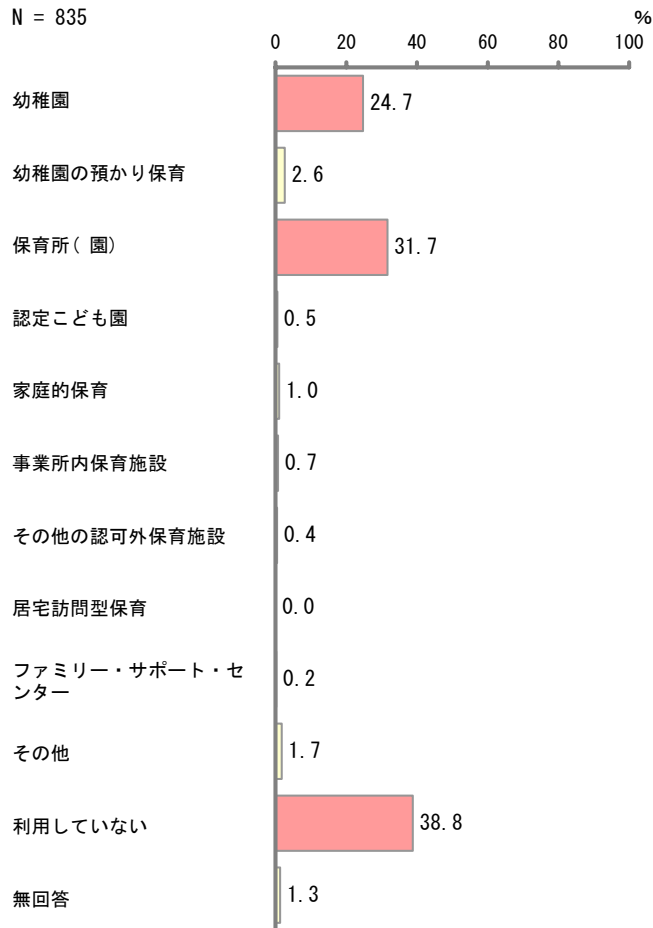
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

・平日どのような教育・保育の事業を利用しているかについて、「利用していない」の割合が38.8%と最も高く、次いで「保育所（園）」の割合が31.7%、「幼稚園」の割合が24.7%となっています。

【就学前児童調査】

N = 835

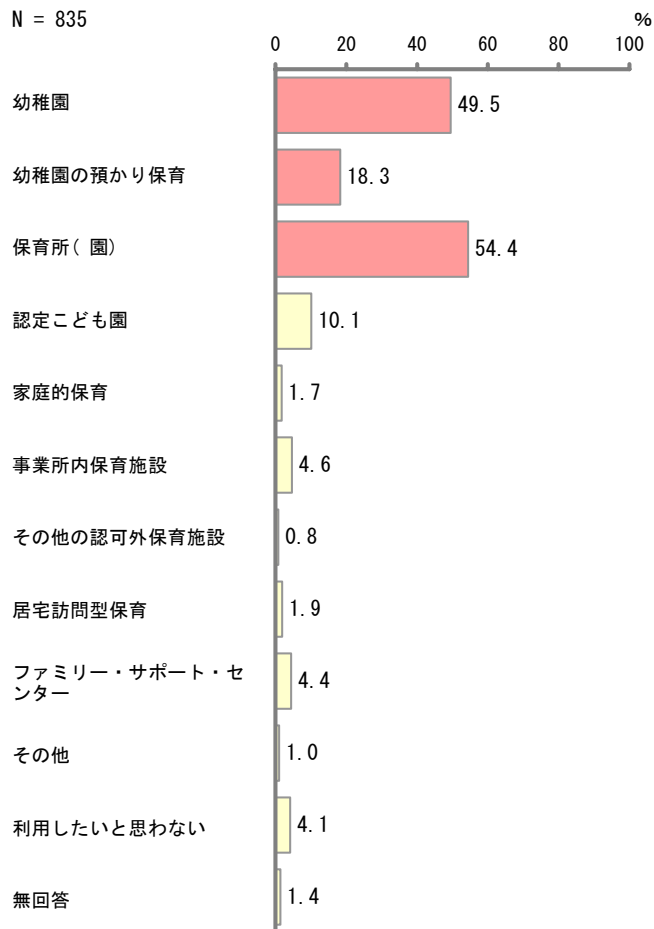


② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業について、「保育所(園)」の割合が54.4%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が49.5%、「幼稚園の預かり保育」の割合が18.3%となっています。

【就学前児童調査】

N = 835

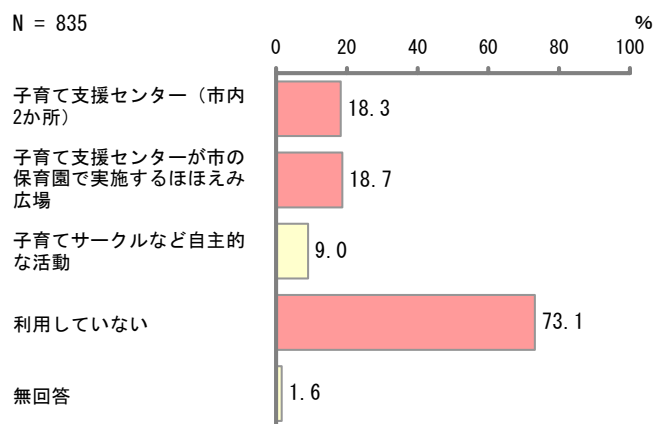


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

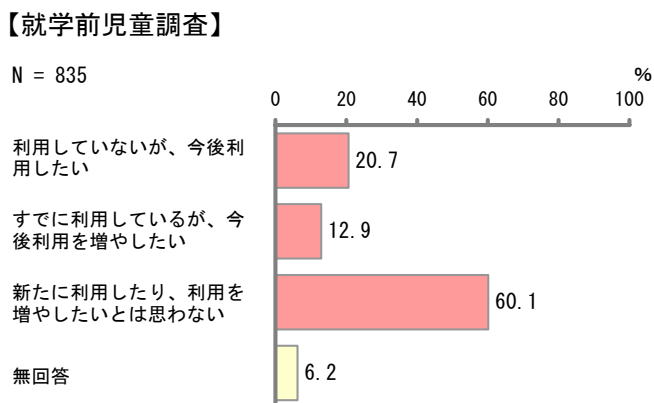
・現在、子育て支援センター、【就学前児童調査】

子育てサークルなどを利用しているかについて、「利用していない」の割合が73.1%と最も高く、次いで「子育て支援センターが市の保育園で実施するほほえみ広場」の割合が18.7%、「子育て支援センター（市内2か所）」の割合が18.3%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

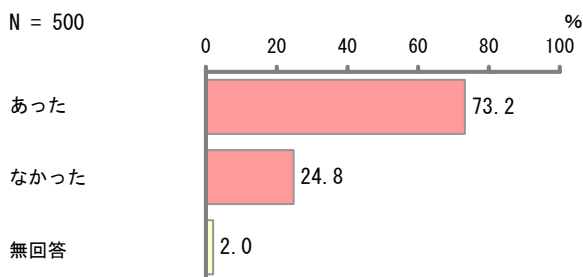
・今は利用していないが今後利用したい、または、利用を増やしたいかについて、「新たに利用したり、利用を増やしたいとは思わない」の割合が60.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が20.7%、「すでに利用しているが、今後利用を増やしたい」の割合が12.9%となっています。



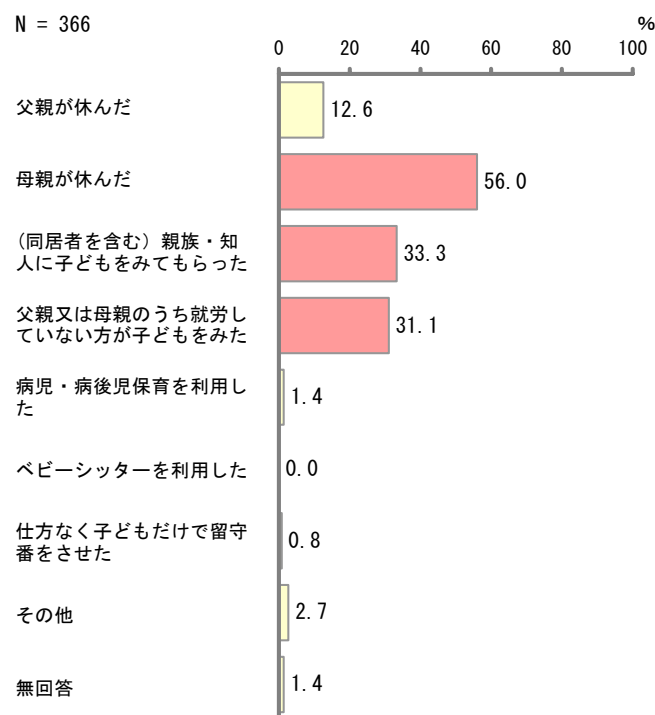
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



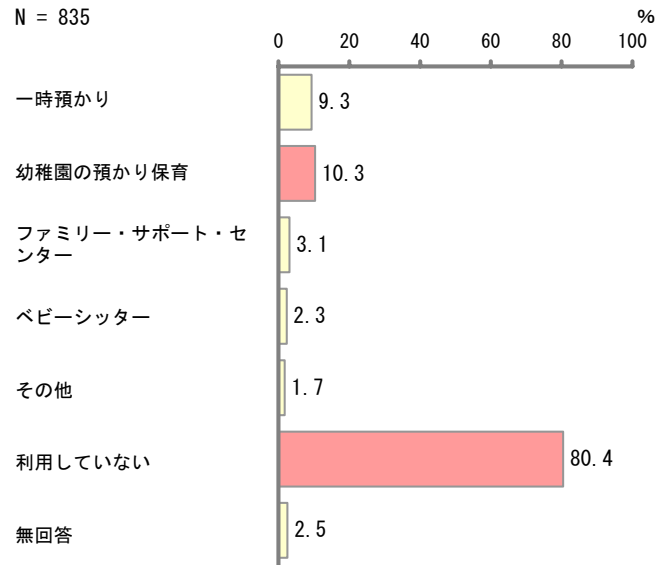
- ・ 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が73.2%、「なかった」の割合が24.8%となっています。
- ・ 対処方法として、「母親が休んだ」の割合が56.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が33.3%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が31.1%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・ 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が80.4%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が10.3%となっています。

【就学前児童調査】

N = 835



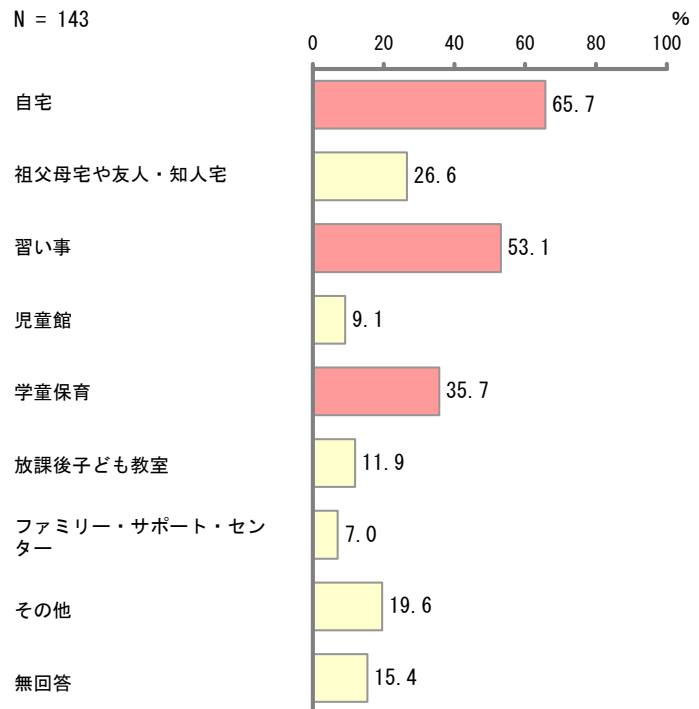
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- ・ お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が65.7%と最も高く、次いで「習い事」の割合が53.1%、「学童保育」の割合が35.7%となっています。

【就学前児童調査】

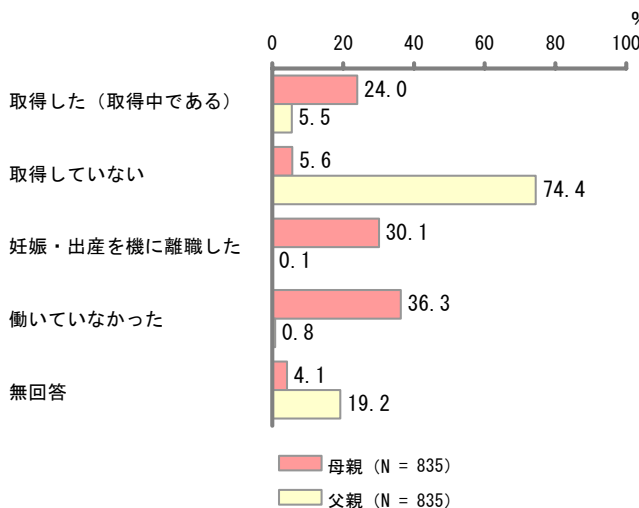
N = 143



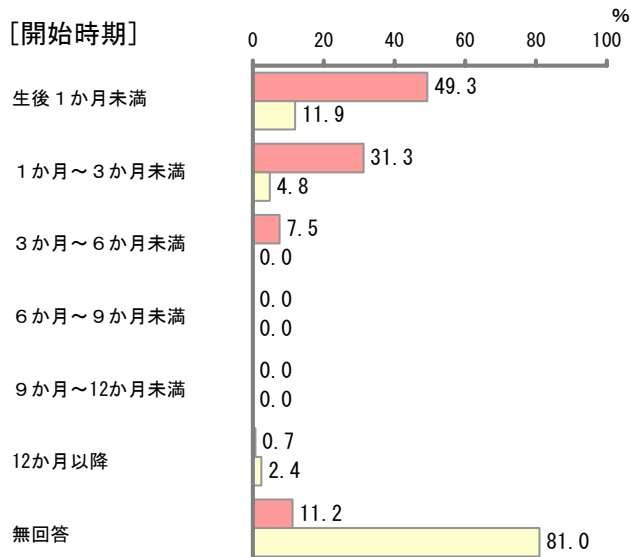
(6) 育児休業など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

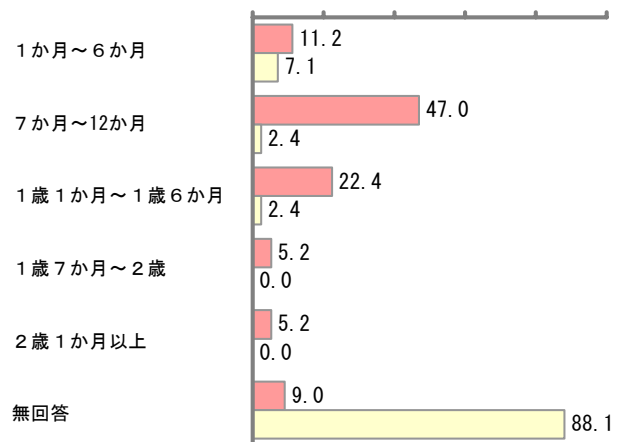
【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



【終了時期】



- ・ 育児休業を取得したかについて母親は、「働いていなかった」の割合が36.3%と最も高く、次いで「妊娠・出産を機に離職した」の割合が30.1%、「取得した (取得中である)」の割合が24.0%となっています。父親は、「取得していない」の割合が74.4%と最も高くなっています。
- ・ 育児休業における実際の取得期間で、終了時期のお子さんの年齢は母親で、「7か月～12か月」の割合が47.0%と最も高く、次いで「1歳1か月～1歳6か月」の割合が22.4%、「1か月～6か月」の割合が11.2%となっています。父親で、「1か月～6か月」の割合が7.1%と最も高くなっています。

② 取得していない理由

単位：％

	件数	職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に) 仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	47	10.6	17.0	8.5	10.6	0.0	6.4	4.3	0.0	10.6	19.1	10.6	2.1	0.0	0.0	40.4	12.8
父親	621	26.6	32.0	0.6	7.1	5.5	24.0	1.4	7.4	47.7	0.0	10.8	0.2	2.4	0.0	6.1	15.9

- ・育児休業を取得していない方の理由について、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が19.1%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が17.0%、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が10.6%となっています。
- ・父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が47.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が32.0%、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」の割合が26.6%となっています。

(7) 子育て全般について

① 子育てで不安や負担と感ずること

単位：%

件数	子どもの病気や発育・発達に関すること	子どもの食事や栄養に関すること	子どもの遊ばせ方に関すること	子どものしつけに関すること	子どものくせや性格に関すること	子どもとの時間を十分にとれないこと	子どもの教育に関すること	子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	子育てをしているうちに世の中から取り残されるような気がする	子どもを叱りすぎているような気がする
就学前児童 835	41.6	35.4	24.4	58.1	37.2	20.0	31.5	32.9	12.3	22.3	9.2	41.6

単位：%

件数	子育てのストレスがたまったり、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	子育てで出費がかさむこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子どもを通じた親同士の付き合いに関すること	その他	特になし	無回答
就学前児童 835	11.6	21.8	19.4	14.1	2.0	5.0	2.8

- ・子育てに関して、不安や負担などを感じることに付いて、「子どものしつけに関すること」の割合が58.1%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が41.6%となっています。

3 江南市子ども・子育て支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 江南市の子ども・子育て支援の施策の推進に関する必要な措置について協議するとともに、子ども・子育てに係る施策全般について子どもの保護者等の関係者の意見を聴くため、江南市子ども・子育て支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江南市次世代育成支援行動計画の推進に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関する事項
- (3) 幼児期の学校教育及び保育並びに地域の子ども・子育て支援の推進に関する事項
- (4) その他子ども・子育てに係る施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

2 江南市次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱（平成17年12月1日施行）は、廃止する。

4 江南市子ども・子育て支援推進協議会委員

(敬称略、50音順)

氏名	役職
伊藤 靖祐	江南市私立幼稚園協会会長
岩田 正武	江南市校長会会長
今井 敦六	江南市子ども会連絡協議会会長
大脇 記子	一般公募
兼岩 國太	民生児童委員協議会会長
沓名 珠子	勤労者母親代表
倉地 一也	一般公募
櫻田 有紀	江南市保育園保護者連合会会長
笹瀬 ひと美	愛知江南短期大学講師
柴田 広美	主任児童委員委員長
長崎 慶子	一般公募
中村 卓美	一宮児童相談センター長
野木森 千恵子	NPO法人キッズサポート江南 副理事長
松尾 昌之	江南市まちづくり会議委員
陸浦 歳之	江南市社会福祉協議会会長

5 計画の策定経過

年 度	月 日	内 容
平成 25 年度	平成 25 年 11 月 5 日	第 1 回江南市次世代育成支援行動計画推進協議会 ○子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査について
	平成 25 年 11 月 26 日～ 平成 25 年 12 月 10 日	アンケートの実施
	平成 26 年 2 月 5 日	第 1 回江南市子ども・子育て支援推進協議会
	平成 26 年 3 月 25 日	第 2 回江南市子ども・子育て支援推進協議会 ○子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について
平成 26 年度	平成 26 年 7 月 8 日	第 1 回江南市子ども・子育て支援推進協議会
	平成 26 年 8 月 25 日	第 2 回江南市子ども・子育て支援推進協議会 ○子ども・子育て支援事業計画における「確保の方策」について
	平成 26 年 11 月 12 日	第 1 回江南市子ども・子育て支援推進委員会 ○子ども・子育て支援事業計画（案）について
	平成 26 年 11 月 25 日	第 3 回江南市子ども・子育て支援推進協議会 ○子ども・子育て支援事業計画（案）について
	平成 26 年 12 月 8 日	子ども・子育て支援法第 61 条第 9 項に基づく愛知県への協議
	平成 27 年 1 月 5 日～ 平成 27 年 2 月 3 日	子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施
	平成 27 年 2 月 16 日	第 4 回江南市子ども・子育て支援推進協議会 ○子ども・子育て支援事業計画（案）について

江南市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行/愛知県江南市

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話 (0587) 54-1111 (代)

編集/健康福祉部 子育て支援課